

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社阿部工務店（法人番号4370801000505）  
業者の住所：宮城県亶理郡亶理町荒浜字水神62
2. 指名停止措置期間：令和6年2月19日から令和6年7月18日まで（5か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内  
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：  
株式会社阿部工務店は、少なくとも過去5年間において、負債額等の数値を偽った決算書を作成し、その数値を用いて経営事項審査の申請を行った。  
当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得たことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年12月22日、宮城県知事から監督処分（営業停止45日間）を受けた。  
また、同法第11条第2項に規定する書類に、事実と異なる負債額等虚偽の内容を記載し提出したことが、同条に違反し第28条第1項に該当するとして、同日、宮城県知事から監督処分（指示処分）を受けた。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

### 参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内